

管下日本橋区江戸堀所在標記の洋行は、格下ハ不長ト名、船  
夫の解雇ニ付タルニ紛議發生シ、船夫等ハ関東合同労働組合ニ加  
入シ其衣履ニヨリ待遇改善ヲ要求スル処アリ、ソルガ本月八日店主  
ノ讓歩ニヨリ、田端解決セリ、状況左記ノ通

誌

一 争議發生ノ場所 日本橋区江戸堀二丁目七番地

二 事業主側

名 称 平野屋回漕店

代表者(親) 熊谷良衛

資本金 三万一千五百円

事業 業 貨物運送業

企業系統 十二

使用労働者 船夫十二名

三 労働者側

争議参加者 船夫六名

衣履労働組合 日本労働組合同盟関東合同労働組合

争議参加者中組合加入者 六名

四 争議發生ノ時 昭和四年十一月一日

五 争議發生原因

店主ハ十一月廿七日全店雇船夫高橋瑞吉外六名ニ対シ仕込金  
(概算前払)トシテ各人ニ金一、二圓宛シ支給シタルニ右船夫等  
ハ洲崎遊廓ニ於テ遊興シ、酒ヲ飲キ他六名ハ翌廿八日午後  
三時頃帰船シタルカ事業上ニ支障ヲ来メサシメタルヨリ店主  
ハ十一月三十日右六名ニ対シ漸然解雇ヲ申渡セリ